

(保 28)

平成 26 年 4 月 30 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 川 謙 二

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

労災保険においては、被災労働者の社会復帰の促進を図るため、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用の支給を行っているところであります。

今般、「義肢等補装具の支給について」（平成 18 年基発 0601001 号）の別添「義肢等補装具費支給要綱」（以下、要綱という。）の一部が改正されましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、消費税法の改正による消費税率の引き上げに伴う、義肢等の購入費用又は修理費用の上限額の算定に用いる率の改正【添付資料 1】及び、要綱の別表 2-2 に定める完成用部品の価格等が改正【添付資料 2】されたものであります。

本改正内容に関する詳細等につきましては、添付資料をご参照いただくとともに、都道府県労働局あてにご照会いただきますようお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 義肢等補装具費支給要綱の一部改正について
(平 26.3.31 基発 0331 第 17 号 厚生労働省労働基準局長)
2. 義肢等補装具費支給要綱に定める完成用部品の価格等の一部改正について
(平 26.4.21 基発 0421 第 2 号 厚生労働省労働基準局長)